

2018年6月12日

お客様各位

日新工業株式会社

毒物及び劇物取締法改正におけるお知らせ

拝啓 初夏の候、貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、厚生労働省において「毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令案」が取りまとめられ、2018年5月17日に公表されました。改正令の公布は6月下旬（予定）、施行は7月1日からの見込みです。なお、一部の対応項目は9月30日までの猶予期間が設けられております。

今回の改正では、新たに7物質が毒物に、11物質が劇物に追加されます。弊社の販売している製品においては、一部で追加物質を原料として使用している製品がございますが、下記に記載する理由から規制の対象外となります。

従いまして、お客様各位におかれましては、同法の規制を受けることなく、弊社製品をこれまで通り、安心してご使用いただけますので、今後ともご愛顧いただきますよう、宜しく願い申し上げます。

敬具

記

1. 使用している対象物質

成分名：IPDI（イソホロンジイソシアネート）

〔別名：5-イソシアナト-1-(イソシアナトメチル)-1,3,3-トリメチルシクロヘキサン〕

分類：毒物

2. 使用製品

「USプライマーM2」

3. 規制対象外の理由

同法のQ&A（2017年3月31日版）によると、『毒物又は劇物たる成分を含有していたとしても、当該成分が製造過程等に由来する不純物として存在する場合は、毒物又は劇物の対象物とはみなしません』と記載されています。弊社ではIPDIを完全に反応させる設計により化合物として製造しておりますが、製品中には極僅かに未反応分が残る場合があります。但し、これは「製造過程に由来する不純物」として、毒物の対象とはみなされません。

4. 法規制による表示義務について

前記理由により、弊社製品の「USプライマーM2」は毒物には該当しませんが、法規制上、SDS（安全データシート）には成分名を記載しなければならないとされています。よって、代替品へ変更するまでの期間は SDS に下記の文章を追加して対応いたします。

※ 製品ラベル等での成分表示はいたしません。

「この製品に含有している IPDI（イソホロンジイソシアネート）は、製造過程に由来する不純物のため、この製品は毒物に該当しません」

5. その他の弊社製品について

現状で販売している弊社製品に関しましては、「USプライマーM2」を除き、その他の全ての製品で追加物質を原料として使用しておりませんので、安心してご使用いただけます。但し、「特定化学物質障害予防規則（特化則）」や「有機溶剤中毒予防規則（有機則）」の規制を受ける製品に関しましては、今まで通りの法令対応を宜しくお願い致します。

以上